

「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）（案）」に対する市町村からの意見とその対応

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
1	p6	<p>その他：大気中のCO₂濃度の値が、概要版（p1）と本編（p6）とで微妙に違っているため、どちらかに統一した方がよい。</p> <p>【概要版】約280ppm、413.3ppm 【本編】約278ppm、413.2ppm</p>	約278ppm、413.2ppmに統一しました。
2	p32	「表 地球温暖化対策計画書制度対象事業所の温室効果ガス排出量」（p32）の「図 愛知県の産業部門のCO ₂ 排出量及び製造品出荷額等の推移」は名古屋市を含めた量になっていると思われるので、本表も名古屋市を含めた事業者の排出量とした方が良いのではないかと。	愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書制度については、名古屋市内の事業者を除いたものとなっています。
3	p52	<p>国の「地球温暖化対策計画」及び本戦略に基づく施策による温室効果ガスの排出削減効果</p> <p>「地球温暖化対策計画」による削減効果は、全国と愛知県の活動量の比率等を用いて愛知県分を按分し推計したとあるが、県の追加的な施策による削減効果についても推計の考え方を記載した方が良いのではないかと。</p>	戦略（改定版）に基づく追加的な施策によって期待される、一層の削減対策の進展（事業者による排出削減努力の高まりや脱炭素プロジェクトの推進、スマートハウスやZEHの普及拡大、ゼロエミッション自動車の普及拡大等）の効果を見込んだものです。この旨を第3章4（p52）に記載しました。
4	P70～71	<p>質問：重点施策5 EV・PHV・FCVに対する2030年の取組指標として、「EV・PHV・FCVの普及割合 20%」とあるが、「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」では、新車販売台数の30%となっており、言葉の定義が分かりづらい。新車販売台数に指標を統一するか、「普及割合」を「保有割合」に変更してはどうか？</p> <p>また、新車販売台数の30%を目標とした際に、保有割合ベースで20%になる根拠はあるのか？</p>	<p>御意見を踏まえ、「保有割合」に変更しました。</p> <p>新たな運輸部門の削減目標を受けて、2030年度時点での普及状況をイメージしてもらうため保有割合としての指標が必要と考えの下、プラン目標における相当する値（13%）を上回る目標として20%を設定しました。</p>

5	p77～120	<p>イ 各主体の行動・取組等を促進する県の施策等</p> <p>新規については、取組を開始する目標年度、または時期（短期・中期・長期）を記載することで、実施の目安を把握することができ市町村としても連携を図りやすくなるを考える</p>	<p>取組の期間等については、戦略改定版の計画期間中（改定後～2030年度）において実施していくものです。本県の施策の進捗状況は、副知事をトップとする庁内連絡会議や、学識者等からなるフォローアップ会議で、適切に進行管理し、それらのフォローアップの結果を踏まえ、必要に応じて施策を見直していくため、短期となるか長期となるかは現時点では未定です。施策の進捗状況や取組内容については、市町村へ適切に情報提供いたします。</p>
6	p93	<p>第4章 施策体系</p> <p>2 部門別の個別施策</p> <p>(3) 運輸部門対策</p> <p>イ 各主体の行動・取組等を促進する県の施策等</p> <p><u>自動車使用に伴う環境負荷を低減する</u></p> <p>○「ゼロエミッション自動車への買い替えを促進するため、購入に対する補助金の交付や、自動車税種別割の課税免除措置などの支援を行います。」に関して、</p> <p>「ゼロエミッション自動車の市民への導入拡大及び県内自治体の率先導入を促進する。」内容を含め、<u>取組強化</u>としてはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。(p94)</p> <p>・ゼロエミッション自動車を県の公用車へ率先導入するとともに、<u>県内市町村へも導入を働きかけ需要創出を図ります。</u> <u>取組強化</u></p>
7	p93	<p>取組強化の具体的施策として、現行の「先進環境対応自動車導入促進補助金」の補助対象を、市民・県内自治体へも拡大することについて検討していただきたい。</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
8	p104	<p>「再生可能エネルギー等の利活用の推進」の「再生可能エネルギー導入推進」における「PPA方式による太陽光発電設備の普及啓発」について、再エネポテンシャルが少ない県内の自治体のゼロカーボンにつながる重要な施策であると考え、施策を進める上で、市町村との対話を十分に行っていただき推進していただきたい。</p>	<p>戦略改定版の推進に当たっては、市町村と連携・協働して取組を進めてまいります。</p>

9	気候変動 適応計画 p25～26	意見：産業・経済活動分野において、適応策が外国人観光客だけに特化した内容になっているが、影響自体は外国人に特化するものではないと考えられる。また、重大性、確信度の評価を今回上げているにも関わらず、将来予測される影響に今回追記したレジャーや観光業への影響に対する適応策を示すべきと考える。	本施策においては、自然災害時において、特に情報の収集・取得が困難な立場に立たされる外国人旅行者向けの施策を位置づけるものとして整理しています。なお、スキー、海岸部のレジャー等の観光業への適応策については、国の「気候変動適応計画」（2021年10月閣議決定）において、「地域特性を踏まえ適応策を検討していくことが重要であることから、地域における気候変動の影響に関する科学的知見の集積を図る。」としており、現時点では情報収集の段階です。本県としては国に動向を注視し、適切に対応してまいります。
---	------------------------	---	--